

○筑西市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成17年7月1日

市規則第165号

改正 平成22年3月26日市規則第6号

平成23年4月18日市規則第16号

平成24年12月25日市規則第59号

(題名改称)

平成29年3月27日市規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑西市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第187号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24市規則59・平29市規則9・一部改正)

(定義)

第2条 この規則に規定する用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度4月5日までに、市長に対し、議長を経由して、政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 交付期間の途中において議員となった者が政務活動費の交付を受けようとするときは、速やかに、市長に対し、議長を経由して前項の交付申請書を提出しなければならない。

(平24市規則59・一部改正、平29市規則9・旧第4条繰上・一部改正)

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請のあった議員について、交付すべき当該年度分の政務活動費の額を決定し、当該議員に対し、議長を経由して政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(平24市規則59・一部改正、平29市規則9・旧第5条繰上・一部改正)

(交付請求)

第5条 前条の規定により交付決定通知を受けた議員は、速やかに市長に対し、議長を経由して交付期間に係る政務活動費について、政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

(平24市規則59・一部改正、平29市規則9・旧第6条繰上・一部改正)

(運用)

第6条 条例第5条に規定する政務活動費に充てることのできる経費の範囲に基づく政務活動費の運用については、市長が別に定める。

2 政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は市長が別に定める。

(平22市規則6・平24市規則59・一部改正、平29市規則9・旧第7条繰上・一部改正)

(調査研究費に係る調査結果報告書の提出等)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員が条例別表調査研究費の項に規定する調査研究としての視察調査等に係る旅費等に当該政務活動費を支出した場合は、当該議員は、条例第6条第2項及び第4項に規定する収支報告書(様式第4号)等のほか、調査研究費に係る調査結果報告書(様式第5号)を市長に対し、議長を経由して提出しなければならない。

(平24市規則59・一部改正、平29市規則9・旧第8条繰上・一部改正)

(会計帳簿等の整理保管)

第8条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等を整理し、これらの書類を議長に提出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(平24市規則59・一部改正、平29市規則9・旧第9条繰上・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平24市規則59・一部改正、平29市規則9・旧第10条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年市規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年度以後の政務調査費について適用する。

附 則(平成24年市規則第59号)

(施行期日)

1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の筑西市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成25年4月以後の月分の政務活動費について適用し、同年3月以前の政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年市規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の筑西市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成29年の4月以後の月分の政務活動費の交付について適用し、同年3月以前の月分の政務活動費については、なお従前の例による。